

平成25年9月20日

午前10時開議

議場

1. 議事日程（第19日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第55号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第56号 上天草市地域振興基金条例の制定について
3. 議案第57号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
4. 議案第61号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第3号）（所管部門）
5. 議案第65号 平成25年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
6. 請願第 1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
7. 請願第 2号 龍ヶ岳町に建設されたくらげ加工工場に関する請願
8. 陳情第 6号 葬斎場建設の中止を求める陳情書（継続審査）

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第61号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第3号）（所管部門）
2. 議案第66号 平成25年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）
3. 議案第67号 平成25年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
4. 議案第68号 平成25年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）
5. 議案第72号 あらたに生じた土地の確認について（小屋河内漁港）
6. 議案第73号 字の区域の変更について（小屋河内漁港）
7. 議案第74号 あらたに生じた土地の確認について（干切漁港）
8. 議案第75号 字の区域の変更について（干切漁港）
9. 議案第76号 あらたに生じた土地の確認についての更正について（永目漁港）
10. 議案第77号 字の区域の変更についての更正について（永目漁港）
11. 議案第78号 財産の無償貸付けについて
12. 陳情第 8号 白涛地区・東満地区の道路整備計画についての陳情書

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第58号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

2. 議案第59号 上天草市子ども・子育て会議条例の制定について
3. 議案第60号 上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
4. 議案第61号 平成25年度上天草市一般会計補正予算(第3号)(所管部門)
5. 議案第62号 平成25年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
6. 議案第63号 平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)
7. 議案第64号 平成25年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)
8. 議案第69号 平成25年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
9. 議案第70号 平成25年度上天草市水道事業会計補正予算(第1号)
10. 議案第71号 平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第1号)

- 日程第 4 議案第61号 平成25年度上天草市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 発議第 4号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について
- 日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(18名)

議長 堀江 隆臣		
1番 嶋元 秀司	2番 切通 英博	3番 平田 晶子
4番 何川 雅彦	5番 田中 辰夫	6番 宮下 昌子
7番 西本 輝幸	8番 高橋 健	9番 小西 涼司
10番 島田 光久	11番 新宅 靖司	12番 田中 万里
13番 園田 一博	14番 桑原 千知	15番 渡辺 勝也
16番 田中 勝毅	17番 津留 和子	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	川端 祐樹	副	市	長	尾上 徳廣
教	育	長 藤本 敏明	総	務	企	画
			部	長	坂中 孝臣	

市民生活部長	大谷 達巳	建設部長	楠本 金生
経済振興部長	川端 義孝	教育部長	寺本 正和
健康福祉部長	静谷 正幸	上天草総合病院事務部長	松本 精史
市長公室長兼総務課長	舛本 伸弘	会計管理者	井上 和男
水道局長	緒方 雅文	財政課長	坂田 結二

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下 正	局長補佐	原田 和久
参事	小松野洋己	参事	塚本 洋子

開議 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） 御起立願います。おはようございます。

会議に入ります前に、教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。
教育長。

○教育長（藤本 敏明君） おはようございます。

皆さん方、第68回熊本県民体育祭天草大会におきましては、大変お世話になりました。結果の報告をさせていただきます。

上天草市は順位を三つ上げまして、過去の最高順位の総合14位でございました。女子は11位でございました。それから躍進賞では第2位でございました。また入場行進は、特に上天草市の入場行進はよかったと見ていて思いました。これも優秀賞ということをいただきました。

競技におきましては、ソフトテニス、それから軟式野球、男子が優勝いたしました。それから女子ソフトボールが3位でございました。陸上では、個人の男子200メートル、福山さんが優勝いたしました。そのほか、過去最高点で得点を獲得したということも申し添えておきます。その中でもソフトテニスの田中辰夫議員さん、それから軟式野球の高橋健議員さん、非常に大活躍でございまして、お二人とも気合いが特に入っていたので御報告させていただきます。そのほかの体協の役員の方々も、切通会長さん初め、新宅議員さん、堀江議長さん、ほかの議員さんたちも一生懸命応援していただきまして、本当にありがとうございました。この場をおかりしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（堀江 隆臣君） それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

審査事項は、追加議案2件の取り扱いです。その内容は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問1件と、総務常任委員会から提出の地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についての発議1件でございます。

総務企画部長並びに議会事務局長から提案理由などの説明を受け、慎重に審議しました結果、本日の本会議で審議採決することに決定いたしました。御賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決定いたしました。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1 総務常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第55号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について外7件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る9月13日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず議案審査を行います前に、請願第2号、龍ヶ岳町に建設されたくらげ加工工場に関する請願について、龍ヶ岳町樋島地区にある加工場の現地踏査を行い、担当課から説明を受けた後、委員会室にて委員会を再開し審査を行いました。

まず、議案第55号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、内容についてはさきの本会議において説明を受け理解をしている。疑問点は、「上天草市親善大使」から「ふるさと観光大使」へ名称が変更になっているが、「ふるさと観光大使」の前になぜ「上天草市」が入っていないのか。例えば、タスキの中に「上天草市」が明記されている場合とされていない場合とでは、その印象度の差は歴然である。ぜひ「上天草市」と明記していただきたいとの要望がありました。

以上のような審査を踏まえ、本件につきましては、全員異議なく原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

次に、議案第56号、上天草市地域振興基金条例の制定についてでございますが、本会議での質疑でも取り上げられ、執行部から詳細なる説明を受けたことから、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い上程された本件につきましては、執行部から、今回の主な改正点である市民税の公的年金等からの特別徴収及び株式等に係る譲渡所得等の分離課税について詳細なる説明を受けたことから、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第3号の所管部門についてでございますが、総務企画部及び市民生活部所管の主要な補正予算に関しましては、本会議での質疑で取り上げられ、執行部から詳細なる説明を受けたことから、特に質疑等はございませんでしたが、防犯灯改修工事に関する補足説明を執行部より受けました。

主な内容としましては、700基の防犯灯を3年間で設置する件については、通学路、公共性等を考慮の上、現在、優先順位、事業実施年度等を整理し、整備箇所の選定を9月中をめどに行う。8月30日の区長会において御理解をいただいているとの説明がありました。

以上のような審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号、平成25年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号についてでございますが、前年度繰越金の計上に伴う予算調整に関する内容であり、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、6月定例会において付託され、継続審査となっております陳情第6号、葬斎場建設の中止を求める陳情書についてでございますが、前回の審査では、市が売却した土地に絡んでの問題であり、陳情が提出された以上は、議会、執行部ともにしっかりとかかわっていかなくてはならないという判断のもと、継続審査として今後の経緯を見守っていくとの結論でした。

執行部から継続審査後の経過説明を受け、各委員からの説明を要約しますと、その後、事業主と地域住民による話し合いが行われたようだが、葬斎場の工事は着工され、建設は着々と進んでいる状況である。葬斎場の建設中止を求めることについては、市の行政外のことで市議会の権限の及ぶものではないが、住民が受ける利害関係があるがゆえに委員会として審査を行ってきた。当事者間で協議が行われ、工事が着工されたことにより、この陳情に関しては一定の結論に達していると判断し、不採択とすべきとのことでした。

以上のことから、委員会では不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第1号、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書についてでございますが、各委員からの意見を要約しますと、消費税法の改正については昨年8月に法律が成立し、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げることとされ、年金、医

療、介護、少子化対策の社会保障4経費に充てることも明記されている。昨年12月には消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願が提出されたが、審査の結果、採決により不採択となっている。

誰しも増税には賛成したくないところだが、消費税は国の財源であると同時に、地方の財源でもある。福祉、保健、医療、介護の財源をどこから捻出するのか、かつてない高齢社会へ対処するための責任ある判断として不採択とすべきとの意見が多数を占めました。

以上のことから、委員会では不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号、龍ヶ岳町に建設されたくらげ加工工場に関する請願についてでございますが、この件に関しましては、私は地方自治法第117条の規定により退場し、委員長の職務を副委員長にかわり審査が行われました。

委員から現地踏査を行った率直な感想として、7月下旬の操業当初に比べると、8月下旬から搬入時点で海水での洗浄を終えているため、排水による汚染については比較的改善されたように見受けられる。当日は搬入された様子はなく、塩漬け加工中であつたが、悪臭があり、依然として地域においては深刻な問題であるということが十分理解できたため、引き続きできる範囲での行政指導は必要であると実感したとの意見がありました。

また委員から、加工場について、市有地を越境して建設されているため、越境部分について直ちに撤去していただく旨の通知が内容証明郵便物として発送されているが、このことに関しての市の見解を伺いたいとの質疑があり、執行部から、財務省管理局の不法占拠財産取扱要綱に準じ、通知後2カ月以内に越境部分について撤去していただく旨の通告を発していることから、今後は顧問弁護士と相談しながら、相手方に対し強く要望してまいりたいとの答弁でありました。

これに関し委員から、土地の問題も重要だが、今回の請願の趣旨とは異なる。本委員会では請願事項である住民の日常生活を脅かす悪臭や汚染水、騒音被害の改善という環境問題に関する審査を優先すべきではないかとの意見がありました。

ほかにも委員から、悪臭について住民被害の改善、排水による海水の汚染の改善、早朝・深夜の業務による騒音被害の改善という市民が安心して暮らす上で基本的な住環境の改善に関する切実な請願内容であることから、ぜひ採択すべきではないかとの意見が多数を占めました。

以上のような慎重審査を経ました結果、委員会では採択することに決定いたしました。

次に、地方税財源の充実確保を求める意見書案についてでございますが、事務局より、去る8月8日付で全国市議会議長会会長から公文書にて依頼があり、地方税財源の充実確保に向け、政府・与党等関係各方面に対し強力に実行運動を行ったところであるが、その後、各市議会においても同様の意見書の提出をお願いしたいという内容であるとの趣旨の説明がありました。

これを受け、委員会として、地方財政の厳しい状況が続いている中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためにも、意見書の提出は必要であると判断し、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。委員会発議として提案させていただきます。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同いただき

ますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの総務常任委員長報告に対する質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 1点だけ、ちょっと確認をしたいと思います。請願第2号のくらげ加工工場に対する請願に対して、総務常任委員会で可決ということで今報告を受けたんですけども、議会が可決した後、議会、行政側としてどのようにかかわっていかれるのか、そういう議論はあったのか、今後の課題として教えてください。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 先ほど報告の中で申しましたように、私は退席して副委員長が議長を務めていましたが、その内容等に対しては審議をされたと思います。今後、委員会では、行政もかかわった中で請願そのものに対してのいろいろなことを注意していかれると私は委員長として思っておりますけれど、副委員長そうじゃなかったですか。

そのようでございますので、いいですか。

○議長（堀江 隆臣君） いいですか。

○10番（島田 光久君） 了解です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これで質疑を終わります。

それでは議案第61号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第3号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） はい。請願第1号の国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書に対して、委員会では不採択ということでしたが、これはぜひ議会としては採択するべきだということで、不採択ということに対して反対をいたします。

消費税増税は、請願趣旨にも書いてありますように、今、世論調査でも反対の人たちがふえていて、半分以上の人たちが反対をしております。この請願団体も中小業者とか零細業者の方たちがつくっておられる団体ですが、消費税が上がると商売が成り立っていかないということがあります。これは国民の声です。国に対して消費税はやめてほしいと言うのではなく、消費税の増税を中止してほしいという意見書を出してほしいということです。ぜひ議会としてはこれに応えるべきだと思います。

市のほうへも各界連の方たちが申し入れをされております。そのとき対応された市側でも、市長も今の時期に増税をすべきではないというふうな考えを持っているということでお答えをお聞

きました。ぜひ、これは採択して、国に申し出をすべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 請願第1号に対する反対討論でございましたが、賛成討論ございますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

まず、議案第55号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第56号、上天草市地域振興基金条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第57号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第65号、平成25年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、請願第1号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立

を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号、龍ヶ岳町に建設されたくらげ加工工場に関する請願についてを採決いたします。

地方自治法第117条の規定により、桑原千知君の退場を求めます。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

桑原千知君の入場を許可いたします。

次に、陳情第6号、葬斎場建設の中止を求める陳情書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第2 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第61号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第3号、外11件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） おはようございます。

さきの本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る9月11日水曜日に委員会を開き、全委員出席のもと現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、現地踏査では、小屋河内漁港、干切漁港の新たに生じた土地の確認と、字の区域の変更箇所の実地を確認いたしました。

永目港では、新たに生じた土地の確認の更正及び字の区域の変更箇所の更正について現地を確認いたしました。

大道中学校跡地では、市外からの進出企業に対し3年間の期限つきで貸し出す土地及び建物の現地踏査を行い、担当者から地元で水揚げされた魚を加工し、雇用の場の確保につながりますとの説明を受けました。

また、陳情第8号、白涛地区・東満地区の道路整備計画についての陳情書について、道路幅員の状況や自動車の通行状況などの現地の視察を行いました。

大矢野町登立尾越崎地区内において、9月1日に発生した住宅裏の土砂崩れの現地を視察しました。

議案審査に入る前に、建設部長から承認第9号の和解並びに損害賠償額の決定について、委員会への報告が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。今後このようなことがないように徹底しますとの報告がありました。

それから、午後から議案審査に入りました。

まず、議案第61号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第3号の所管部門について報告します。

予備費充用について、建設課長から、8月からの雨による道路・水路等の災害が46件発生し、17件の家裏の崩壊がありました。機械借り上げや災害箇所の測量委託など、予備費の充用が必要となりますので、金額が確定された時点で委員長及び委員の方に報告しますとの報告がありました。

次に、議案審査について報告します。

経済振興部所管では、まず農業費において、産地体験型PR事業の内容についての質疑があり、担当課長から、1次産業生産者の販売促進意識の向上と6次産業化への取り組みの強化を図るため、スキルアップセミナーを開催します。また、産地体験型PR事業としまして、市内で収穫される農林水産物を都市部のシェフやバイヤーに売り込む意見交換会等を計画していますとの答弁がありました。

同じく農業費の県営津波・高潮危機管理対策事業の内容についての質疑があり、担当課長から、県が管理する市内の賤の女海岸、池の迫海岸、千崎海岸、北前島海岸、西目海岸の5海岸の耐震調査、測量及び樋門等の施設構造物の点検及び改修補修等を行う。津波・高潮対策事業で、事業費4,500万円の5%に当たる225万円が市の負担金となりますとの答弁がありました。

水産業費では、大手原漁港斜路整備工事の目的についての質疑があり、担当課長から、大手原漁港は古くからワカメの収穫・水揚げが盛んであり、現在でも収穫期には水揚げ場所が少なく手狭であるため漁民の方が困っている状況であり、来年からワカメの種苗をふやし水揚げの増産が見込まれることから、水揚げ場所の確保が急務であると考え、今回予算計上いたしましたとの答弁がありました。

委員から、他の漁港からは要望はないのかとの質疑があり、担当課長から、現在のところ斜路の整備の要望は大手原漁港のみですが、軽微な改修等の要望は他の漁港からもあり、利用者が使いやすい漁港整備の改修に取り組んでいますとの答弁がありました。

委員から、子供が遊ぶ可能性があり、転落防止などの事故対策は行っているのかとの質疑があり、担当課長から、施設を利用する地元の漁業者等に子供たちが施設内では遊ばないように注意喚起の徹底を行っていただきますとの答弁がありました。

同じく水産業費の単県改良工事負担金についての工事内容についての質疑があり、担当課長から、樋合漁港にあるフィッシャリーナのオーナーバースの老朽化に伴う改修費負担金で、工事費の3分の1が市の負担となりますとの答弁がありました。

委員から、県が契約した指定管理者が入っていると思うが、なぜ市の負担が発生するのかとの質疑があり、担当課長から、樋合漁港区域内であり、今回の改修事業の箇所が国庫補助事業の対象となっておらず、県の事業において改修を行うときは、市が3分の1負担することになっておりますとの答弁がありました。

委員から、県が管理する他の漁港の工事でも市の3分の1負担があるのか、また、今回の事業で、栈橋だけでなく土地も事業対象となっているのかとの質疑に、担当課長から、国庫補助を伴わない県の単独工事の場合、県が管理する市内の他の漁港でも、市の3分の1負担は伴います。また、今回の樋合漁港の事業は、栈橋のみの事業となっていますとの答弁がありました。

商工費では、熊本県の地域づくり夢チャレンジ推進事業補助金を活用した事業の具体的な内容について質疑があり、担当課長から、九州オルレ認知度向上事業につきましては、九州オルレ維和島コースと松島コースの認知度向上と誘客の促進を図るため、韓国の芸能人を招いた講演会や韓国語講座を予定しています。観海アルプスファンづくり推進事業につきましては、高舞登山から龍ヶ岳山頂にかけての九州自然遊歩道のコースが観光客に人気があり、観海アルプスの魅力をさらに磨きをかけ、山ガールサミットなどを利用して集客を図る事業ですとの答弁がありました。

委員から、景観を楽しむ遊歩道に雑木が生い茂り、枯れ枝など散乱しては、せっかくのすばらしい景色が台なしとなりかねない。維持管理はどう考えているのかとの質疑があり、担当課長から、緊急雇用事業により枝打ちや雑草刈りを行っていますが、範囲が広く、遊歩道の維持管理が厳しいのが現状です。雑木を切り倒すとなれば、国立公園内であるため自然保護官との協議が必要となり、随時協議を行いながら景観の維持管理に努めますとの答弁がありました。

委員から、来年度以降も熊本県地域づくり夢チャレンジ推進事業を活用するのかとの質疑があり、担当課長から、地域活性化及び観光客誘致を図るため、本事業を活用していく予定ですとの答弁がありました。

農林水産施設災害復旧費では、市単独農地等災害復旧について質疑があり、担当課長から、8月4日の大雨により災害のあった農業用施設の災害で、国庫補助事業に該当しない7カ所を計上していますとの答弁がありました。

委員から、個人負担はないのか、土砂などの撤去はどのように行ったのかとの質疑があり、担当課長から、今回、水路や道路といった公共用施設の工事費を計上しており、個人負担は発生しませんとの答弁がありました。また、災害対応に関連し、8月4日の雨による農地等の災害は、補助の対象となる災害が6件発生しましたので、補助による災害復旧の設計委託費に予備費を充

用し作業を進めております。また、水路や農道などの土砂についても、予備費を充用し土砂の撤去等を行っていますとの報告がありました。

委員から、急を要する災害発生時の処理に、予備費を充用して対処するのは何ら問題はないと思うが、今回100万円以上の予備費の充用を行うに当たり、委員長に報告し承諾をいただいたのかとの質疑に、担当課長から、事後報告となり、予備費充用時に報告を行っておりませんでした。今後、予備費充用を行う場合は、委員長と委員の方に報告するようにいたしますとの答弁がありました。

次に、建設部所管では、道路橋りょう費の今後の予定について質疑があり、担当課長から、補修が必要な橋は調査済みで補修の順位も決定していますので、工事計画に基づき取り組みます。なお、今回の補正予算につきましては、国の交付金事業の増額が承認されたことにより予算計上していますとの答弁がありました。

港湾費では、江樋戸港の改修工事費が設計委託料に組み替えられている理由についての質疑があり、担当課長から、今後、予算の組み替えが発生しないように、当初予算の計上について精査いたしますとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第66号、平成25年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第1号では、修繕費と光熱水費の増額についての質疑があり、担当課長から、修繕費は光を調節する基盤が故障したことによる計上で、光熱水費は売店の貸し付けに伴う電気料ですとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第67号、平成25年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第1号では、平成26年度の債務負担行為の1,840万円の増額補正予算の内容についての質疑があり、担当課長から、当初計画されていた合津終末処理場の汚泥脱水機より、多重板型のスクリーンプレス型脱水機のほうが、設置後の維持コストを考えた場合割安となり、電気系統の変更も含めて改築工事を委託するため増額となりましたとの答弁がありました。

委員から、将来的な下水道の維持管理をどのように計画されているのかとの質疑に、担当課長から、世帯数の減少やトイレなどのエコ対策により流入量は減少すると見込んでいるが、維持管理費のコスト削減や加入者の取り組みを強化するなどにより経営安定化の計画を立てていますとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第68号、平成25年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号は、前年度繰越金の計上に伴う予算調整であり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第72号、あらたに生じた土地の確認について、小屋河内漁港及び議案第73号、字の区域の変更について、小屋河内漁港は、龍ヶ岳町高戸地区内の国道266号線道路改築事業に伴う漁港区域内の新たに生じた土地の確認、及び字の区域の変更を行うものであり、両議案とも異議なく原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第74号、あらたに生じた土地の確認について、干切漁港及び議案第75号、字の区域の変更について、干切漁港も、議案第72号及び第73号と同じく、松島町阿村地区内の干切漁港整備事業に伴う新たに生じた土地の確認、及び字の区域の変更を行うものであり、両議案とも異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第76号、あらたに生じた土地の確認についての更正について、永目港は、平成25年第4回市議会定例会で議決を経た埋立造成事業に伴う、新たに生じた土地における面積の更正の必要が生じたため、再度議決を求めるものであります。

委員から、将来、新たに生じた土地の売買等が計画された場合、不動産鑑定士等に委託し、売買価格に関する基準を明確に示すなどの計画はあるのかとの質疑に、建設部長から、将来的に土地の売買が発生した場合、不動産等の売買金額のばらつきがないように関係部局と十分協議を行いますとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第77号、字の区域の変更についての更正について、永目港も、議案第76号と同じく、平成25年第4回市議会定例会で議決を経た永目港埋立造成事業に伴う、新たに生じた土地の字の区域の変更について、面積の更正の必要が生じたため再度議決を求めるものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第78号、財産の無償貸付けについては、学校跡地を活用するとのことで、財産の使用目的変更などの手続は進んでいるのか、また進出企業はいつ始業予定かとの質疑があり、担当課長から、学校跡地の財産処分に係る承認申請手続きは、県の担当課を通じて文部科学省への手続を進めているところですが、前例は4カ月間を要しています。企業の進出時期については、当初は10月にでも始業したいとの話を伺っていましたとの答弁がありました。

委員から、進出企業から10月にでも始業したいとの要望があれば、要望に応えるために必要な準備期間を逆算し手続き等を進めるべきではなかったのか、また今後進出企業があった場合、その対応のためマニュアルを作成し対応したらどうかとの質疑に、担当課長から、財産処分承認申請手続きに時間がかかり、今回は進出企業に御迷惑をおかけしました。今後、進出企業があった場合の対応策としてマニュアル等を作成し、万全の態勢でサポートできるよう取り組みますとの答弁がありました。

委員から、3年間の無償貸付期間以降は賃貸借料が発生するのかとの質疑に、担当課長から、当初の3年間は、進出企業の経営の安定と雇用機会の創出を図るため無償貸し付けとし、3年目以降は契約に基づき、土地・建物の賃貸借料が発生しますとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、陳情第8号、白涛地区・東満地区の道路整備計画についての陳情書では、仮に道路の拡幅工事を行った場合、工事費や用地費などを含め、どれくらいの費用を試算しているのかとの質疑に、担当課長から、工事費として1億4,000万円、用地買収費用や住宅移転等の費用が1億1,000万円、合計2億5,000万円と試算していますとの答弁がありました。

委員から、地域高規格道路や北部農免道路が将来開通するが、陳情箇所の道路拡幅工事を行った場合の費用対効果など、どのように検討するのかとの質疑に、担当課長から、拡幅工事や離合箇所の設置を行った場合の工事費用の試算、国庫補助事業の検討、費用対効果及び交通量の調査など、あらゆる角度から検証し検討しますとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、歩行者や自動車などの交通状況の調査を行い、工事を行った場合の費用対効果を検証するため、継続審査とすることに決定しました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会として、閉会中の継続審査・調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 議案第61号の一般会計補正予算の中の観光費について、1点お尋ねしたいと思います。

先ほど委員長が、九州オルレ認知度向上事業委託料と観海アルプスファンづくり推進事業費を夢チャレンジを利用して推進事業をされているという報告は大体わかりました。受け入れ体制も雑草刈りとか部分的にやっているというような答弁だったと思います。オルレにしても、観海アルプスにしても、今のところ受け入れ体制はどれくらい整備されていますか。今、天草にはイノシシが相当います。コース内の危険箇所、結構距離があります。安全面からイノシシが隠れているようなところの下刈りとかを中心的にする必要があると思うんですけど、その辺の管理体制というのは、議論とか執行部の意見とかなかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 先ほども報告しましたように、コース内に雑木とか枯れ枝が落ちていては景観が悪いので、雑木を切ったりするような予算はないのかということもありましたが、担当課では、区域が広いために限られた予算内ではちょっと今のところ厳しいという答弁でありました。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 確かに距離が結構あると思うんです。しかし、事業を推進していく上では、速急に危険箇所を調べて、安全のために危険なところだけでも進めるべきじゃないかと私は思います。

もう1点、議案第78号の財産無償貸付けについてちょっとお尋ねしたいと思います。委員長報告では、学校跡地の財産処分がまだ間に合っていなかったという報告でした。今度、大道中学校に来る企業は、秋口に仕上げて年内に操業したいというような意向があったと思いますが、現時点で本当に10月から改修に本当に入れるのか、何月ごろから入れるのか、その辺の議論はどうだったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 当初は10月から操業したいということだったのですが、現地踏査をした結果、そのくらいから実際の改造とかに入るんじゃないかなと思いました。そして年内には操業ができるように、まず、何というんですか、加工する場、早く整備しないといけないところから順次手をつけたいという担当者の話が現地踏査のときにありました。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 企業側は、例えば進出すると決めたら、速急に予定どおり事業をしたいと思っているんです。今議会が終われば、入り口の解体も予算化されているので、速急に入札されると思いますが、それだけでも半月とか1カ月かかるんじゃないかと思うんです。

だから、やっぱり企業側が順序よく設備できるように――。

○議長（堀江 隆臣君） 島田議員、これは委員長報告でございますので、発言に持論が多すぎます。委員長報告に対する発言にとどめてください。

○10番（島田 光久君） わかりました。だから、その辺の指摘は、やはり委員会でもしておかないと。

○議長（堀江 隆臣君） 委員長報告にその旨についてはお答えがございましたので、御理解をいただけませんか。

○10番（島田 光久君） はい、わかりました。

それともう1点、学校跡地の財産処分についてですが、ほかの学校跡地もそういう事例が来ると思うんですけれど、その辺はどのくらい進んでいるのか、そういう事例があったのか、その1点だけ教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 報告しましたとおり、そういう進出希望があった場合、今度の場合のように迷惑をかけないように早くできるようなマニュアルをつくるという意見、報告でした。

○10番（島田 光久君） はい、わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

8番、高橋君。

○8番（高橋 健君） 議案61号の一般会計補正予算のオルレ事業についてなんですけれども、集客数及び事業収益と効果、具体的な数値目標等についての質問はございましたでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 済みません、もう1回お願いします。

○8番（高橋 健君） 事業についての集客数及び事業収益等の効果及び目標数値、年間通してのオルレ事業に対する集客数の見込み数など具体的な数値目標についての質問はございましたでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） それはなかったと思います。集客数についての質問はあったということです。

○8番（高橋 健君） わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 私も議案第61号の一般会計補正予算の中で、今、高橋議員からもありましたが、九州オルレ関連の事業に対して質疑をいたしました。その中で、今、高橋議員も言われましたが、費用対効果ということで議論をしてほしいということをお願いしておりましたが、集客数がどれぐらいだったというのは報告があったということです。どれぐらいというのは予定されているということで報告はあったということですが、私が質疑した折に640万円という総額をかけてされるイベントということでしたので、もう少し議論してほしいと私がお願いしておりましたが、これに関してのどんな議論がされたのかということのをちょっと教えていただきたいんです。市側からは集客人数がこれぐらいの予定だという報告だけだったのか、その辺をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 集客目標については大体400人を目標に、それからいろいろな韓国の芸能人とか韓国語講座とか、そのようなことを絡めて効果を上げたいということです。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） はい。今の報告では私には余り中身がよくわからないんですけれども、たしか来年の2月に2日間かけて行われるイベントという答弁だったかと思います。これだけ多額の費用をかけたイベントですので、ぜひ費用対効果というところではもう少し議論をしていただきたいかなと思います。

私は今回の補正予算に関しては反対はしませんが、今年度当初予算で予定されておりました樋合の音楽祭もなかなか開催が難しいのではないかとことも聞いておりますが、それにかわるものとして、これだけかけて行われるんですからぜひ成功させてほしいと思います。地元の皆さんが潤い、しかも元気になるようなイベントにしていきたいなと思いました。

以上で終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 次に9番、小西君。

○9番（小西 涼司君） 同じくオルレのコースの件について伺いたいと思います。

実は、私は4日前の16日の日にオルレコース、松島コース11.1キロを4時間かけて歩きました。足湯の1周年記念の事業でやったわけなんですけど、当日は、県内外、県内各地から100名ぐらいの方が参加をしておられました。

その中で私は、やはりコースの整備自体が少し足りないということを感じたので、質問にいたったわけです。先ほど委員長報告の中でコースの整備はもう少しやりたいんだけど、何せお金が、予算がないという答弁をされました。実際に歩いた感想で言いますと、やはりコースの表示が少し足りない、次にどっちの方面に行っていかわからないというようなことがありました。あと11.1キロに対して15万9,000円、これは9月から3月までの7カ月間の予算だと思うんですけど、松島コースの11.1キロに対して15万9,000円は余りにも予算的に少ないような気がしております。

そこら辺、やりたいんだけど予算がないという執行部の答弁に対して、委員からは何もその後質問がなかったのか伺いたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） その件については、やむなしという雰囲気だったと思いますけど。

○議長（堀江 隆臣君） 小西君。

○9番（小西 涼司君） 予算が認知度向上事業委託料二百数十万円上がっていますけれども、認知度を上げることも必要なんですけど、その前にやはりコースもある程度は整備をして、受け入れ体制を整わせることも大切なことだと思います。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

14番、桑原君。

○14番（桑原 千知君） 議案第66号、メモリアルホールの件ですけど、これはもう御案内のとおり相当施設そのものにもかけて、上天草市にとっては大きな施設だと私は思います。いろいろな過去においての状況については、私なりに思いがありまして言わなければと思っておりました。このホールに対しては、いろいろと運営の内容等は議論があったと思いますけれども、これを指定管理にするような議論というのは出ませんでしたか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 私の記憶では、何かその確認はあったように思うのですが、別段、はい。

○議長（堀江 隆臣君） 桑原君。

○14番（桑原 千知君） そういったものを含めて、あれをもう少し活用していただいて、あ

る程度の外から見たときには、上天草といいですか、大矢野を見たときには、相当インパクトがある施設でございますので、経済建設常任委員会の中で議論していただいて、ぜひとも執行部も一体となって、その辺の方向づけをしていただくようにぜひともお願いしたいということでございます。委員長、ひとつよろしくお願ひします。

○**経済建設常任委員長（園田 一博君）** わかりました。

○**議長（堀江 隆臣君）** ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** なければ、これで質疑を終わります。

議案第61号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第3号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** なければ、討論を終わります。

それでは、ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決をいたします。

まず、議案第66号、平成25年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第67号、平成25年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第68号、平成25年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第72号、あらたに生じた土地の確認について、小屋河内漁港を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第73号、字の区域の変更について、小屋河内漁港を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第74号、あらたに生じた土地の確認について、干切漁港を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第75号、字の区域の変更について、干切漁港を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第76号、あらたに生じた土地の確認についての更正について、永目港を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第77号、字の区域の変更についての更正について、永目港を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第78号、財産の無償貸付けについてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第8号、白涛地区・東湍地区の道路整備計画についての陳情書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、一旦休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第58号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について外9件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、去る9月12日に委員会を開き審査及び現地踏査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

なお、現地踏査は、議案第61号、平成25年度一般会計補正予算第3号に計上されておりました大矢野中学校の臨時雇い賃金に関し、現地踏査を行い、大矢野中学校の現状について説明を受けました。

議案審査についてでございますが、初めに、議案第58号、上天草市国民健康保険税条例の一

部を改正する条例の制定については、委員より、配当所得を国保税の算定に入れるための改正なのかとの質疑があり、執行部より、もともと配当所得は国保税の算定に入っており、今回の改正については「配当所得」を「配当所得等」に改め、特定公社債いわゆる国債などに対する利子分を配当所得等に含めるなどの改正であると答弁があり、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第59号、上天草市子ども・子育て会議条例の制定については、委員より、次世代育成支援法と似ているが関係はあるのかとの質疑があり、執行部より、次世代育成支援法に係る策定の委員会については要綱で定められ、委員も11名となっている。次世代育成支援法は時限立法で、現在、国で延長するかしないかの論議もなされ、そのあたりとの関係も出てくるが、一つの会議で足りるのであれば、子ども・子育て会議と一緒に審議ができればと考えている。委員構成については、子育て家庭の意見をより多く反映するために委員数をふやし、子ども・子育て会議という形で設置をしたいとの答弁がありました。

また委員より、第3条の学識経験のある者とあるが、どのような方を予定しているのかとの質疑があり、執行部より、学校長等の経験がある方などの選任を考えているが、決定はしていないとの答弁がありました。

委員より、いろんな委員会がある中で、同じ方がこの委員会に入らないようにしていただきたいとの意見や、団体の長ではなく、その団体から適任の方を推薦してもらうような依頼をしたほうがよいのではないのかとの意見があり、執行部より、委員の選任については、各種団体の長に推薦をお願いしているが、団体の長に委員になってもらうような依頼は行っておらず、結果的に団体の長が委員となられる場合も多々ある。また、複数の委員会では同じ方になる場合もあるが、指摘いただいた点を踏まえて、慎重に実施したいとの答弁がありました。

そのほか委員より、各種団体で推薦されて委員になった方でも、子供や子育てに興味、関心を持った方ばかりではないと思われる。委員を一般公募した場合、選定は難しいと思うが、関心のある方が応募されるため、一般公募も検討に入れていただきたいとの意見がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第60号、上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、議案質疑でもあった入学金や授業料値上げの審議はなされたのかとの質疑があり、執行部より、病院の運営審議会では審議をしていないが、看護学校の運営会議では他校の状況等を踏まえ、考慮して検討されている。全国に看護学校は約530校あり、上天草看護学校の授業料は514から515番目と低い状況であるが、病院に併設していることで実習費用がかからないことや、講師の半分は病院の職員であるため、報酬を低く設定するなど、授業料が抑えられているとの説明がありました。

また委員より、入学金値上げ等の検討をする際には、上天草の施設であるため市内の生徒、市外の生徒の格差をつけるなどしていただきたいとの意見があり、執行部より、他校の状況も見な

がら入学金の値上げについては検討させていただきたいとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第61号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第3号については、まず、健康福祉部所管について、委員より、子ども・子育て支援事業計画業務委託料には計画策定料まで入っているのかとの質疑があり、執行部より、今回の委託は計画策定の一環ではあるが、あくまでもニーズ調査を実施し、それをもとに推定事業量を算定するまでの委託料となっているとの説明がありました。

また委員より、敬老会を開催している地区に対して、対象者1人当たり1,500円の補助をしていると思うが、介護保険施設等に入所されている方に対する補助はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、施設内で敬老会が実施されているところには、上天草市民で敬老会対象者の方1人当たり1,500円の補助を行っている。敬老会が実施されていない施設については、地区で敬老会が実施されていれば、施設に入所されている方の分も含め、地区に補助を行っているとの答弁がありました。委員より、補助があることを知らない施設もあると思われるので、もっと周知していただきたいとの意見がありました。

また委員より、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金はどのような補助金かとの質疑があり、執行部より、この補助金は介護予防のために活用されている既存の集会所や公民館を、高齢者の方にもっと使いやすい施設として整備していただくための補助金であり、全額、県補助となっている。また、大矢野圏域、松島圏域、姫戸・龍ヶ岳圏域の3圏域に分けており、1圏域当たり最高750万円を補助するもので、1圏域から数カ所の応募があった場合は750万円を案分することになる。今回は5月から6月の間、3圏域に公募をかけたところ、大矢野圏域から維和の千束公民館を改修したいとの要望があり、1カ所のみのお応募であったため、全額の392万7,000円を計上させていただいたとの答弁がありました。

次に、教育部所管については、委員より、大矢野中学校に学習支援員として3名の賃金が計上されている。現地踏査や先生の話聞いたが、本当に3名で足りるのかとの質疑があり、執行部より、学習支援員は1日6時間の週5日間勤務を予定しており、人数については学校側に調査を行った結果、3名要望されたため3名分を計上しているとの答弁がありました。

委員より、学習支援員とスクールサポーターはどのような方を予定しているのか、また、決まっているのかとの質疑があり、学習支援員は教員免許を持っておられる方を予定している。ハローワークに公募する予定だが、教育事務所にも校長OBの方がおられないか打診をしている。スクールサポーターについては、問題行動等の生徒がいる学校に警察OBの方などを配置する熊本県警察スクールサポーター制度というものがあり、適任がおられないか問い合わせを行っている状況で、学習支援員、スクールサポーターともに、補正予算議決後、公募などを行うとの答弁がありました。

委員より、スクールサポーターは警察OBだけなのか、現職の警察官を公募されるのかとの質

疑があり、執行部より、学習支援員と同様、1日6時間の週5日を予定しているのに、警察OBか、警察OBの方がいなければ生徒の指導をできるような方を選任したいと考えているとの答弁がありました。

委員より、スクールサポーターについては、警察だと圧力的になり、荒れている学校を抑えつけるだけではだめだと思われるので、警察OBではなく、教師の経験がある方や、生徒に真摯に向き合える方をお願いしたいとの意見や、昨年、現職の警察官も入られているので、昨年の事例も踏まえて計画をお願いしたいとの意見がありました。

また、現地踏査で女性の先生が大変であると伺ったので、学習支援員については男性の方を公募したほうがいいのかとの意見もありました。

また委員より、阿村中学校トイレ改修設計業務委託料の減額と、大矢野中学校特別教室棟改築地質調査委託料の増額について質疑があり、執行部より、阿村中学校のトイレ改修については、25年度事業として計画をし、当初予算に計上していた。大矢野中学校の特別教室については、体育館を解体し埋め戻した後、次年度以降、その上に技術棟をつくる計画であったが、埋め戻した後に地質調査をしなければ建物の設計委託ができないことから、大矢野中学校の優先順位が高いと判断し組み替えを行ったとの答弁がありました。

委員より、阿村中学校のトイレは改修が必要であるため当初予算に計上していたと思うが、生徒が困っているのであれば、先延ばしせずに改修するべきではないかとの意見があり、執行部より、差し迫って使えない状況ではなく、工事についても26年度以降に計画していたため、優先順位を入れかえたとの答弁がありました。

また委員より、施設管理用バギー車購入費9万9,000円について質疑があり、執行部より、松島総合運動公園のテニスコートに使用するもので、テニスコート使用后、利用者及び管理者によるブラシがけを行っているが、人工芝にまいてある砂の敷きならしがブラシがけだけでは不十分であり、それを放置すると人工芝の摩耗が進む状況である。そのため現在、砂を効果的にならすため、特殊な用具を使うようにしているが、面積が5,740平米と広く、人の力で特殊用具を引っ張るには相当な労力が必要となることから、それを引くためのバギー車を購入したいとの答弁がありました。

そのほか委員より、9万9,000円で購入できるのか、また、どこのテニスコートにでも備えつけてあるのかとの質疑があり、執行部より、バギー車の価格は23万950円であるが、当初予算に計上している備品購入費の残額と不足する9万9,000円を、松島総合体育館改修工事の残額から組み替えを行った。備えつけに関しては、砂入りの人工芝で4面以上のテニスコートは、上天草市を含め県内13カ所、うち8面以上の施設は熊本県に2カ所、玉名市1カ所、八代市1カ所にあり、4カ所全て導入されている状況であるとの答弁がありました。

このように、所管部門の予算について質疑し、詳細な説明を受け、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第62号、平成25年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号に

については、委員より、国保税率の改定による税収増減の内訳について質疑があり、執行部より、所得割は約3,030万円の増、資産割は2,160万円の減、平等割は1,730万円の減、均等割は4,740万円の増、トータルで3,880万円の増となるが、限度額の超過や軽減分などがあるため、当初は税率改正により約3,000万円の増を見込んでいたが、最終的には2,200万円の増になるとの説明がありました。

委員より、税率を改定し税を上げたが、当初計画した数字に届かないのではないかとの質疑があり、執行部より、保健課と税務課で協議をした結果、2年に1度3,000万円ずつ上げるということで計画を立てていたが、当初の計画は、計画する時点での世帯数や所得などで試算している。実際に被保険者数は昨年より約500名の減となっており、増減額の把握は難しく、なかなか見込みどおりにはいかない部分があるとの答弁がありました。

また委員より、国会で国保関係を県に統一するような審議がなされているが、そうなった場合、税額を他の市町村と合わせていくような計画はあるのかとの質疑があり、執行部より、統一の件については、閣議決定されただけで国会には上がっていない状況である。閣議決定では、遅くとも平成29年には県に統一したいというのもあり、まずは平成26年度から高額療養費の共同事業に向けて保険税等を県単位で試算する見込みであるため、そういったことも踏まえ、今後について検討する必要があると考えている。なお、平成24年度の1人当たりの税額については14市中11番目と低く、市の平均と比べても5,000円ほど低くなっているとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第63号、平成25年度診療所特別会計補正予算第1号については、本会議で詳細な説明がありましたので、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第64号、平成25年度介護保険特別会計補正予算第1号についても、本会議で詳細な説明がありましたので、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第69号、平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についても、本会議で詳細な説明がありましたので、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第70号、平成25年度水道事業会計補正予算第1号については、委員より、倉江浄水場が完成し、企業債がふえたと思うが、企業債の総額や返済についてはどのようになっているのかとの質疑があり、執行部より、現在の未償還残高は約40億5,308万円あり、倉江浄水場の企業債は11億9,580万円で、返済期間は25年であるとの答弁でありました。

委員より、人口減少による給水費の減については、これからもその傾向は続いていくと思われる。今後、必要な工事も行いながら水道事業を運営しなければならないが、その点についてはどう考えているのかとの質疑があり、執行部より、確かに厳しい状況であり、倉江浄水場築造により多額の負債を抱えたので、企業債を減らしていくような年度計画を立てている。また、内部留

保資金もある程度積み立てているので、万が一の時にはそちらを取り崩す必要もあるとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第71号、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号については、委員より、3台の機器購入分を計上しているが、病院の審議会に諮ったのかとの質疑があり、執行部より、大まかなものは5カ年計画で報告を行っているとの答弁がありました。

また委員より、医療機器購入に補助がつき、企業債を8,100万円計上し充ててあるが、償還についてどのような計画なのかとの質疑があり、執行部より、医療機器の償還年数は1年据え置き5年であるとの答弁がありました。

そのほか委員より、購入を予定している機器の耐用年数について質疑があり、執行部より、血管造影装置は6年、空調機器等中央監視装置は15年、DMAT資機材は6年であるとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

以上が、文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことも御報告を申し上げます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） ただいまの委員長報告の中で、いろいろと議論された点は理解いたしました。また、私は議案60号の報酬の件で質問しましたが、大矢野中学校のサポートチームをつくるという点についてちょっとお尋ねしたいと思います。今の委員長の報告で、いろいろと細かい議論もされておられますが、何点かお尋ねします。

その方たちをこれから採用して、サポートチームとして課題の解決に向けて取り組んでいくと思うんですが、まず、今、現状はどのような問題が発生しているのかという点、あるいは保護者がどのように思っているのか、そして今から取り組むに当たって、どういう点をどういうふうにやっていくのか等について、教育委員会のほうから何か答弁はありませんでしたか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） その日の朝、現地踏査をいたしまして、授業参観をしました。私も初めての授業参観、現地踏査でありました。勉強する子もいればしていない子もいました。登校時間というものがあるにもかかわらず、おくれて来たという生徒もいました。学校の先生方も非常に苦勞をされているなということを感じました。授業参観が済んでから、

校長室においていろいろ意見交換をしたわけですが、まだまだ私どももはっきりしないということもございましたが、議会報告会が今回は委員会ベースということで決定をしましたので、今後、私たちは、文教厚生常任委員会として大矢野中学校の御父兄の方々を対象に意見交換会、議会報告会をしたいということで、委員会の中でも決定をしたわけでございます。

いろいろと委員の方からもありました。警察OB等を雇うための予算も上げておられます。難しい問題ですが、執行部のほうでも今の予算の中でやってみようというようなことでもございましたので、私どもも教育委員会の学務課あたりと相談をしながら、今後やっていきたいと痛感をしたところでございました。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 常任委員会で学校の現地踏査をされて、議会の委員会のほうでも大矢野中学校の問題、これは大矢野中学校の問題だけではなくて、上天草市のどこの学校でもこれから起こる可能性があるということで、それに取り組む姿勢を直接行って見ていただいたことには感謝申し上げます。

今、委員長が言われたように、教育委員会あるいは学校、行政だけに任せるのではなく、今後、委員会等でも積極的に情報を集めて、保護者とも意見交換会をして、いろいろな解決をするように、改善策に取り組んでいくべきではないかと思いました。

委員長も言われるように、これは学校だけの問題ではないと思います。保護者にもいろいろあると思いますので、その辺を今後、委員長のほうからも委員会のほうに指示、指導を出してやっていただければと思います。お願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） 今回は、差し当たって大矢野中学校の御父兄の方とお話し会をして、その後、機会を見て上天草市の全般的な保護者の方たちとも文教厚生常任委員として意見交換会をしたらいいのではないかという意見もありましたので、私もその点、肝に銘じたいと思います。ただいま田中議員が申されたように、大矢野中学校ばかりの問題ではない、いろいろとほかの学校もあるということは私も承知しております。ほかの学校とも協議をしながら、行政そして委員会、学校、保護者の方々と一緒になって、学校のために私どもも努力をしていきたいと思っております。今後ともよろしく御指導のお願いを申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 特になければ、これをもって質疑を終わります。

それでは、議案第61号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第3号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決をいたします。

まず、議案第58号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第59号、上天草市子ども・子育て会議条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第60号、上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第62号、平成25年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第63号、平成25年度上天草市診療所特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第64号、平成25年度上天草市介護保険特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第69号、平成25年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第70号、平成25年度上天草市水道事業特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第71号、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第61号 平成25年度上天草市一般会計補正予算（第3号）

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第4、議案第61号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第3号を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、終わります。

それでは、議案第61号、平成25年度上天草市一般会計補正予算第3号を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長報告は可決です。本件は、各委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第5、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて諮問させていただきます。

今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会に意見を求めるものであります。

推薦対象者といたしまして、住所は上天草市大矢野町上6120番地1、氏名は藤川直子、生年月日は昭和28年2月13日生まれです。

藤川氏は、平成25年3月に上天草市を定年退職しております。これまでの期間、市の保健事業に尽力し、在職中の平成20年4月から平成23年3月まで熊本縣市町村保健師協議会会長を務めるなど、広く社会の実情に通じておられ、人格識見も高く適任者ということで推薦させていただきます。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がありますので御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

諮問第2号を採決いたします。

本件は、諮問のとおり、異議なく答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は異議がない旨、答申することに決定いたしました。

日程第6 発議第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第6、発議第4号、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 発議第4号、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について、上記の議案を会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年9月20日、上天草市議会議長、堀江隆臣様。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うため、地方交付税の増額による一般財源総額の確保、地方税源の充実確保等に関することを国に求める必要がある。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案の内容につきましては、事務局に朗読させます。

御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 議会事務局。

○事務局長補佐（原田 和久君） 発議第4号、議員提出議案第4号、地方税財源の充実確保を求める意見書につきまして、御説明申し上げます。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や、地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求めるものであります。

記といたしまして、1、地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。

社会保障関係費の増などを地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応することなど、5項目の内容であります。

2、地方財源の充実確保等について。

国と地方の税源配分を5対5とし、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。個人住民税は、その充実確保を図り、政策的な税額控除を導入しないこと。固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ることなど、7項目の内容であります。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するもので、提出先は内閣総理大臣、財務大臣、

総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命経済財政政策担当大臣の5カ所でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 本件について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

それでは、発議第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付していますように、各委員会の委員長より所管事務調査及び付託事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がございます。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第5回上天草市議会定例会を閉会いたします。

御起立ください。お疲れさまでした。

閉会 午後 0時08分